

教育委員会事務局中央図書館自動車文庫車車体利用広告デザイン審査基準

(一般基準)

第1条 車体利用広告物は、次の要件を満たすものでなければならない。

- (1) 道路交通の安全を阻害するおそれがないものであること
- (2) 車両運行上の支障となるものでないこと
- (3) 都市景観との調和を損なうものでないこと
- (4) 広告を掲出する場所及び面積は別に定めるところに従うこと
- (5) いかなる場所においても、車体塗装は行わないこと

(安全上からの禁止事項)

第2条 車体利用広告物はその広告物の色彩、意匠その他のデザインが、次の各号のいずれかに該当するときは、これを掲載しない。

- (1) 周囲の運転者の誤認を招くような広告物
 - ア 発光、蛍光、反射効果を有する材料を使用するもの
 - イ 後部の色がテールランプの色と紛らわしいもの
 - ウ 地色が赤色、黄色又はこれらの系統に属する色で、信号機又は道路標識等の効果を妨げるおそれのあるもの
- (2) 周囲の運転者の注意力が散漫となる広告物
 - ア デザイン構成が、ストーリー性のある漫画や映像表示となっているもの
 - イ 文字表記が縦書きであるもの
 - ウ 文字表記が多いもの、又は絵柄や文字が過密であるもの
- (3) 車体の排気口やスピーカー口をラッピングでふさぐデザインとなっているもの

(雑則)

第3条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。